

Aoba NEWSLETTER Vol. 95 2024年01月15日

#### はじめに

#### 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自に作成したものです。

#### 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

#### 免責事項

- 1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

#### 青葉グループ拠点:

香港:香港湾仔港湾道30号新鴻基中心3階301室

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京:北京市朝陽区建国門外大街甲24号東海中心605室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州:広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

# 目 次

| 新会社法による企業の運営に与える影響について            | 4        |
|-----------------------------------|----------|
| 【背景】                              | 4        |
| 【影響】                              | 4        |
| 【主要内容】                            | 4        |
| 【法規リンク】                           | 6        |
| 商務部等 10 部門による加工貿易の発展水準の引上げに関する意見  | 7        |
| 【背景】                              | 7        |
| 【影響】                              | 7        |
| 【主要内容】                            | 7        |
| 【法規リンク】                           | 12       |
| 国務院による「中華人民共和国特許法実施細則」の改正に関する決定   | 13       |
| 【背景】                              | 13       |
| 【影響】                              | 13       |
| 【主要内容】                            | 13       |
| 【法規リンク】                           | 14       |
| 国家外貨管理局による越境貿易投資の利便性を促進するための改革をより | 一層深化すること |
| に関する通知                            | 15       |
| 【背景】                              | 15       |
| 【影響】                              | 15       |
| 【内容】                              | 15       |
| 【注担いか】                            | 10       |

# 新会社法による企業の運営に与える影響について

#### 【背景】

中国の現行会社法は 1993 年に制定され、今年で公布 30 周年を迎える。1999年と2004年に会社法の個別条項の改正、2005年には全面改正が行われ、その後も2013年と2018年に会社の資本制度に関する2回の重要な改正が行われた。そして2023年12月29日に、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議において新しく改正された「中華人民共和国会社法」が可決され、2024年7月1日から施行されることとなった。

#### 【影響】

新会社法では、会社の登録資本金の払い込み、株主の連帯責任、董事・監事・高級管理職の賠償責任などについて新たな規定を導入し、会社運営に新たなリスクをもたらしている。

#### 【主要内容】

#### 一、有限責任会社の登録資本金の払込期限が5年以内となった

新会社法により、有限責任会社の全株主が引き受けた出資額は、定款の規定に従い、会社設立日から 5 年以内に株主が全額払い込むものとなった。そして、新法施行前にすでに登記・設立された会社に関し、出資期限が 5 年を超えている場合は、段階的に 5 年以内に調整しなければならない。

2013 年の会社法の改正により、登録資本金の額や払込期限を株主が定める登録資本金引受制度が設立され、最低登録資本金の制限が撤廃された。この改正は、会社設立の条件を緩和し、市場参加者の数を増やすことによって、市場の活力を呼び起こすことができる。

従い、資本金の払込みが完了しておらず、且つ実際に運営していない、あるいは登記資本 金があまりにも大きいという問題がある有限責任会社については、適時に登記抹消または 減資手続きを行うことが推奨される。

#### 二、出資に対する持分の譲渡人が負うべき責任

新改正会社法では、既に出資の払込を引き受けたが出資期限にまだ達していない持分を譲渡する場合、持分の譲受人は当該出資を払い込む義務を負わなければならない。それと同時に持分の譲渡人は、譲受人が期限通りに払い込まなかった出資に対し、補充責任を負う

ことになると規定されている。

新会社法改正以前は、既に出資の払込を引き受けたが出資期限にまだ達していない持分を譲渡する場合、持分の譲渡人は依然として引き受け期限の利益を享受でき、原則として、譲渡人が悪意で出資責任を回避していることを証明できない限り、持分の譲受人が出資期限通りに出資を払い込まなかったとに対し、補充責任を負う必要がなかった。しかし、新改正会社法では、譲渡人の主観的要素が考慮されず、譲受人が期限通りに出資を払い込まなかった場合、譲渡人は相応の補充責任を負わなければならない。

また、新改正会社法では、期限通りに出資金を払い込まない、又は出資とする非貨幣財産の市場価額が、引き受けた出資額を著しく下回った場合、譲渡人及び譲受人は、出資不足の範囲内において連帯責任を負うことになり、また譲受人が上記状況の存在を知らず、かつ、知るべきでない場合には、譲渡人が責任を負うと規定されている。

上記の規定は資本取引のリスクを増大させるため、持分を譲渡する際には、譲受人の信用状況の詳細を把握し、出資金等に対する履行担保を要求することが推奨される。

#### 三、董事・監事・高級管理職の賠償責任

董事・監事・高級管理職とは、会社の董事、監事、マネージャー、副マネージャー、財務責任者、上場会社の董事会秘書などを指す。改正後の会社法では、忠実義務や勤勉義務に加えて、董事・監事・高級管理職の責任に関する新たに追加された規定「第 51 条」により、董事会は、有限責任会社の株主の出資状況について審査をしなければならず、株主が会社定款所定の出資を期限通りに満額を払い込んでいなかったことが確認された場合、会社は当該株主に対し書面の督促書を発行し、出資を督促しなければならない。適宜に当該義務を履行せず、会社に損失をもたらした場合、責任を負うべき董事は、賠償責任を負わなければならない。また、第 53 条により、株主が出資を引き揚げて会社に損失をもたらした場合、責任を負うべき董事・監事・高級管理職は、当該株主との連帯賠償責任を負わなければならない。

改正後の会社法第 180 条は、董事・監事・高級管理職の忠実義務及び勤勉義務を規定しているほか、会社の支配株主や実質支配者が、会社の董事を務めてはいないが、会社の実務を実際に執行している場合にも、董事・監事・高級管理職の忠実義務及び勤勉義務に関

する規定も適用すると、明確に特筆されたことに留意する必要がある。

従い、会社の董事・監事・高級管理職としての法的責任はさらに大きくなり、名ばかりの董事・監事・高級管理職は慎重になる必要がある。

#### 四、水平的な資本関連(子会社同士)会社法人格否定制度の確立

新改正会社法の第 23 条は、株主が支配する 2 つ以上の会社を利用して、会社の法人格の独立性及び株主の有限責任を濫用し、債務を回避することで、会社の債権者の利益を重大に損ねた場合、会社の債務について連帯責任を負わなければならないと規定している。

改正前の会社法でも、株主が株主の権利を濫用して債権者の利益を損ねた場合は、会社の債務について連帯責任を負うことを規定していたが、あくまでも垂直的な資本関連(親子関係)会社法人格否認制度であった。しかし現実には、会社とその関連会社の共同発展に伴い、垂直的な会社(親子関係)により株主の権利を制限することで、市場環境を最適化することができなかったため、新たに改正された会社法では水平的な資本関連(子会社同士)会社法人格否認制度も確立した。

実務上において、水平的な資本関連(子会社同士)会社法人格否定に関するよくある状況とは、人員混同、業務混同、財務混同などである。従い、会社グループの構造を最適化し、各関連会社の会社帳簿やその株主の帳簿との混同を回避し、会社間の業務分離を維持することを推奨する。

## 【法規リンク】

#### 「中華人民共和国会社法」

https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4YzkxMDhlYjAxOGNiNjkyMmY3NTBjMDc%3D

# 商務部等 10 部門による加工貿易の発展水準引き上げ に関する意見

### 【背景】

加工貿易の発展水準引き上げのため、産業の中西部・東北部への産業勾配型移転を支援し、加工貿易の持続的且つ健全な発展を促し、貿易強国としての地位を加速させるため、国務院の承認を経て、商務部など10部門は2023年12月25日に、共同で「加工貿易の発展水準引き上げに関する意見」を発布した。

#### 【影響】

近年、国内外の環境に深刻な変化が生じ、伝統的な加工貿易の規模と割合が低下している。しかし、加工貿易の役割が減少したというわけではなく、現在加工貿易は、依然として中国の中西部、東北地区の対外貿易の成長を促す主な原動力であり、対外貿易と対外投資を安定させ、産業チェーンとサプライチェーンを安定させる上で非常に重要な役割を果たしている。加工貿易は対外開放を拡大し、雇用を安定させ、産業構造のアップグレードを促進し、地域の協調的発展を促進する上で重要な意義があり、国内外での流通に結びつけ、グローバルな産業チェーンとサプライチェーンにおける中国の地位を強化・向上させる重要な貿易様式である。

#### 【主要内容】

#### 一、高付加価値製品の加工貿易実施の奨励

電子情報・生物医薬・航空宇宙・新エネルギー・新素材などの先進製造業と戦略的新興産業における加工貿易の発展を支援し、その牽引的及び技術波及的な役割を十分に発揮させ、産業クラスターの発展と最適化・グレードアップを促進する。加工貿易企業が研究開発費の税引き前控除などの優遇政策を十分に活用し、研究開発と技術改造を強化し、製造レベルと製品の付加価値を高めるよう奨励する。加工貿易企業のコア技術の研究開発とイノベーションをさらに支援するため、各地方が既存の資金調達政策を活用するよう奨励する。(国家発展改革委員会、科学技術部、財政部、工業・情報化部、商務部、税務総局、各地方人民政府がそれぞれの職責に応じて分担して相応の責任を負う)

#### 二、総合保税区及び自由貿易試験区における保税メンテナンス業界発展の促進

総合保税区におけるメンテナンス製品目録を大幅に調整し、航空機用ジェットエンジンナセルや船舶用ディーゼルエンジンなどの製品をできるだけ早く製品目録範囲に組み入れる。

総合保税区内の企業が当該グループが国内で販売する自社製品の保税メンテナンス業務を展開することができ、メンテナンス後の国内への返却は、メンテナンス対象製品目録の制限を受けないことが許可される。メンテナンスする国内貨物は、総合保税区に入ってメンテナンスし、直接国外に輸出することが許可される。地方当局の主たる責任を実行し、総合監督管理方案を完備し、監督メカニズムのチェーン全体を明確にするなどの条件の下で、総合保税区内の企業は、メンテナンス製品目録の範囲外で保税メンテナンス業務を行うことを試験的に推進する。

自由貿易試験区における「両頭在外(原材料調達と製品販売の両方を海外市場に求める業務形態を指す)」の保税メンテナンス管理規定を公布し、区内の税関高級認証企業が総合自由貿易区のメンテナンス目録と関連要求を参照し、航空機・船舶・シールドマシンなどの大型設備の「両頭在外」保税メンテナンス業務を展開できるよう支援する。(商務部が主導し、財政部、生態環境部、税関総署、税務総局がそれぞれぞれの職責に応じて分担して相応の責任を負う)

#### 三、その他地域における保税メンテナンス業務試行の推進

総合保税区と自由貿易試験区外で、医療機器、電子データなどの自社生産輸出製品の「両頭在外」保税メンテナンス業務の試行プロジェクトのサポートを加速させる。これまでに実施されているパイロット・プロジェクトの体系的な評価に基づき、条件の備えている航空宇宙、船舶、建設機械、電子情報などの業界の企業が非自社製品の「両頭在外」保税メンテナンスのパイロット・プロジェクトを実施するよう支援する。

加工貿易のモデルチェンジとグレードアップの効果が明らかな蘇州市、東莞市、天津市浜海新区で「両頭在外」保税メンテナンスのパイロット・プロジェクトを実施し、情報システムを完備し、生態環境と税関などの部門間でのネットワーク管理が実現できる前提の下、所在地の省レベルの人民政府が主たる責任を負い、多部門総合監督管理方案を制定し、全チェーン監督管理メカニズムを構築し、自由貿易試験区の「両頭在外」保税メンテナンス管理規定に関する要求を参考にしながら、企業の関連業務の展開をサポートする。(商務部が先導し、財政部、生態環境部、税関総署、税務総局は職責に応じ分担して相応の責任を負う)

#### 四、段階的な移転の受入先に対する建設の強化

ハイクオリティーな加工貿易の段階的な移転の重点的な受入先、加工貿易移転のモデルとなる受入先、国家加工貿易産業園などの受入先を育成し、動的な評価と評価のメカニズムを改善し、分類の指導を強化する。

加工貿易の中西部と東北地方への移転を持続的に誘導するための広報活動を強化する。政策研修や経験交流などの活動の展開を支持し、加工貿易の段階的な移転における優れた経験や実践の再現と普及を促進する。(商務部が先導し、人的資源社会保障部、税関総署、各地方人民政府は職責に応じて分担して相応の責任を負う)

条件に合致する段階的な移転の受入先プロジェクトに対して、地方政府特別債券を通じて支持する。(国家発展改革委員会、財政部、各地方人民政府は職責に応じて分担して相応の責任を負う)

地方発展の需要に合わせ、中西部と東北地区の適地での保税監督管理場所を設立することを優先的に支持する。(税関総署が先導し、財政部、税務総局、国家外貨局は職責に応じて分担して相応の責任を負う)

#### 五、加工貿易の段階的な移転の連携メカニズムの完備

中国加工貿易製品博覧会の機能を広げ、オンラインとオフラインの定期的な産業連携サービスのプラットフォームを構築し、オンラインで各地方のコラムを構築し、投資環境の促進、移転プロジェクトの情報を公開し、オフラインで段階的移転との連携した交流活動を展開し、地域の投資協力と産業連携を促進する。

貿易促進機構、業界商業協会などの組織が、関心のある企業の投資考察、交流会、連携などの活動を支持する。(商務部が先導し、中国貿易促進会、各地方人民政府は職責に応じて分担して相応の責任を負う)

#### 六、国境周辺地域への支持の強化

広西チワン族自治区や雲南省などの条件付き国境周辺地域が、国境沿いにある既存のプラットフォームを利用して、現地産業の優位性を発揮し、特色のある食品、衣類・靴・帽子、電子情報などの加工貿易産業(の移転)を引き継ぐことを支持する。

国境の省・区がスマート国境検問所の建設を推進することを支持し、陸路の国境 検問所の貨物輸送物流の効率的な通行を保障し、国境検問所の輸出入能力を 持続的に向上させ、加工貿易の発展のために迅速な越境物流ルートを構築する。 (国家発展改革委員会、工業・情報化部、交通運輸部、商務部、税関総署、関 係地方人民政府は職責に応じて分担して相応の責任を負う)

### 七、財政・税収政策の支持の強化

対外貿易・経済発展特別基金などの中央と地方の既存資金ルートを計画的に配分し、加工貿易のモデルチェンジとグレードアップ及び段階的な移転をさらに支援する。

海外投資家が分配された配当をもって直接再投資する場合、源泉所得税の徴収を一時的に免除するという政策を全面的に実施する。「外商投資奨励産業目録(2022年版)」「西部地区奨励類産業目録(2020年本)」などを実施し、関連の税収優遇政策を確実に実施する。(国家発展改革委員会、財政部、商務部、税務総局、各地方人民政府は職責に応じて分担して相応責任を負う)

#### 八、金融政策の支持強化

銀行機関が加工貿易企業、特に中小・零細企業の生産経営及び輸出入に対する貸付支援の強化を奨励する。保険機関は加工貿易企業、特に中小・零細企業に対する輸出信用保険のサポートを強化することを支援する。

金融機関が外貨デリバティブと越境人民元業務を最適化し、改善することを奨励し、加工貿易企業を含む対外貿易企業の為替リスク回避及び越境人民元決済の需要を満たすよう奨励する。

各地方が中小・零細加工貿易企業の為替リスク回避に関する研修、コンサルティングなどの公共サービスの強化を奨励する。(中国人民銀行、商務部、金融監督管理総局、国家外貨局、各地方人民政府は職責に応じて分担して相応の責任を負う)

#### 九 、 交 通 物 流とエネルギー供 給 の保 障を強 化

地方が地域に応じた越境物流輸送の保障強化を奨励する。「一帯一路」構想の

共同建設に合わせて、地方発展の需要と重点プロジェクトの配置を結びつけて、「中欧班列(中欧間貨物鉄道)」の運行開始配置を最適化し、運行効率を向上させる。

国際航空輸送の中西部と東北地方の重点都市への貨物輸送路線と便数の増加を支援する。輸送組織と路線の配置をさらに最適化し、複合連結輸送の高品質な発展を促進する。中西部と東北地区の支援を強化し、加工貿易企業の国際物流輸送コストの削減を奨励する。(交通運輸部、国家発展改革委員会、中国民航局、中国国家鉄道集団有限公司、各地方人民政府は職責に応じて分担して相応の責任を負う)

時間帯別電力価格の調整メカニズムを最適化し、ピーク時の時間帯別電力価格 政策をさらに改善し、加工貿易の段階的な移転の重点受入先、国家加工貿易 産業園と重点加工貿易企業に対するエネルギー供給保障を強化する。(国家発 展改革委員会、各地方人民政府は職責に応じて分担して相応の責任を負う)

#### 十、多層的な雇用ニーズへの対応

加工貿易企業のために良質な産業労働者を育成するため、地方が関連教育研修資源を統合し、業界の企業と専門大学・学校を基礎とした製造業の職業教育研修基地とプラットフォームを構築することを支持する。

学校と企業が共同で現場エンジニア育成計画を展開し、企業のために「オーダーメイド」された技術・技能人材を提供するよう指導する。公共就業サービスの特別イベントを開催し、企業と労働者の需給連携プラットフォームを構築する。

地方が人材導入政策を最適化することを奨励し、関連する人材認定の基準の敷居を下げ、導入人材が優遇政策の制限となる条件を削減し、高技能人材が雇用、子女教育、住宅、医療などの保障サービスを享受できるよう支持し、加工貿易企業に人的資源の保障を提供する。(教育部、人的資源社会保障部、商務部、各地方人民政府は職責に応じて分担して相応の責任を負う)

#### 十一、国内市場の開拓を支持

国内外の貿易の一体化を推進し、地方による関連業務の研修、宣伝・紹介、情報サービスなどの展開を奨励し、加工貿易企業の国内販売において人材、ルートなどのサポートを提供する。

企業の保険加入の多元化をサポートし、保険が加工貿易企業の国内販売に対する保障力を高める。(工業・情報化部、商務部、金融監督管理総局、各地方人民政府は職責に応じて分担して相応の責任を負う)

#### 十二、加工貿易業界の管理とサービスの最適化

業界の生産技術と環境保護技術の発展状況に従って、加工貿易禁止商品目録を適時に削減する。加工貿易制限類商品の担保管理措置を2025年まで一時停止し、加工貿易の無償提供設備(中国企業が外貨を送金する必要はなく、加工賃または差額での返済を必要としない方法で、中国企業に提供する加工生産に必要な設備)の税関監督管理期間を5年から3年に短縮する。税関の監督管理メカニズムを革新し、情報管理レベルを高め、業務手順を最適化する。(商務部、税関総署が先導する。)

#### 【法規リンク】

「商務部等10部門による加工貿易の発展水準の引上げに関する意見」

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202312/content 6923425.htm

# 「中華人民共和国特許法実施細則」の

# 改正に関する国務院の決定

#### 【背景】

第 4 次改正特許法の効果的な実施を保証し、「工業品意匠の国際登録に関するハーグ協定」(1999 年版)への加盟ニーズに適応するため、「国務院による<中華人民共和国特許法実施細則>の改正に関する決定」(以下、決定)が正式に公布され、2024 年 1 月 20 日から施行されることになった。

#### 【影響】

特許法の改正と特許法実施細則の改正に伴い、立法面では、中国の特許制度はすでに世界の先進特許制度の仲間入りを果たしており、これは特許の転換と応用を促進し、国家の科学技術革新能力を高める新たな後押しとなる。

#### 【主要内容】

#### 一、出願人が特許を取得しやすくするための特許出願制度の改善

電子フォームが書面形式と見なされることを明確にし、電子フォームにより各種文書を提出・送達の関連規定を改善する。

優先権関連制度を細分化し、一定期間内に優先権回復の要求、優先権要求の増加または改正、援用・付加制度における権利要求書、説明書またはその一部内容を補足する提出の条件と手順を明確にする。

部分意匠特許出願書類に対する要件を明確化。新規性を喪失しない適用状況の緩和。

#### 二、 特許審査制度を改善し、特許審査の質を高める

各種特許出願の提出は、現実の発明創造活動を基礎としなければならず、虚偽の申請をしてはならないと規定する。再審査制度を改善し、審査内容に関して、再審査請求のほか、特許出願における特許法及びその実施細則にその他の明白な違反の有無を含めることを規定した。秘密保持審査期間の調整。遅延審査制度の確立。

## 三、特許保護を強化し、特許権者の合法的権益を守る

特許期間補償に関する特別章を新たに追加し、特許期間補償請求の条件と期間要求、補償期間の計算方法及び補償範囲などを明確にする。特許紛争処理と調停制度を改善する。

### 四 、 特許 サービスを強 化し、特許の創造性と変革を促進

国務院特許行政部門は、特許情報の公共サービス能力を強化し、特許関連データ資源の開放・共有、相互接続を促進しなければならないことを規定している。 開放許可制度を細分化し、開放許可声明の要求、開放許可を実行してはならない状況などを明確にする。

強制代理の例外規定を増やし、特許出願書類の形式的要件を簡素化し、発明主体の負担を軽減する。職務上の発明・創作に対する奨励報酬制度を改善する。

## 五、 工業品意匠の国際登録に関するハーグ協定(1999 年版)に沿った意匠の 国際出願に関する新たな特別規定

国際意匠出願を、国務院特許行政部門に提出する意匠特許出願と見なし、優先権要件、新規性の猶予期間、分割出願などの面において国内意匠特許出願制度とのコンバージェンスを図る規定が設けられた。

#### 【法規リンク】

国務院による「中華人民共和国特許法実施細則」の改正に関する決定 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202312/content 6921634.htm

# 越境貿易投資の利便性促進の改革に対する

# 更なる深化に関する国家外貨管理局による通知

#### 【背景】

中国共産党中央委員会と国務院の決定・配置を徹底的に実行し、越境貿易投資の利便性を更に促進し、実体経済に貢献する外貨管理能力を確実に向上させるため、国家外貨管理局は、市場関係者が越境貿易と投資業務をコンプライアンスに基づいて処理できるようにし、開放性が高く質の高い発展を促進するよう、外貨管理の改革を更に促進することを決定した。

#### 【影響】

外貨管理の改革を深化させ、越境貿易投資のパイロット地域の範囲が拡大され、 越境貿易及び投資と融資の円滑化レベルを向上させ、より多くの外国金融機関 と長期的な資本を中国に誘致し、企業に対する為替リスク管理サービスを改善し、 銀行が為替リスク管理において企業に健全なサービスを提供するための長期的 なメカニズムの構築を促進する。

#### 【内容】

- 一、貿易における外貨決済の利便性向上
- (一)市場調達貿易1の外貨管理の最適化

国内市場で調達後、第三者に委託し通関して輸出する企業が、自社の名義で代金を受け取る場合、以下の条件を満たすものとする。

1. 国内市場で調達した企業は、すでに地方政府の市場調達ネットワーキングプラットフォームに届出をしている。同ネットワーキングプラットフォームは、取引と輸出の全過程に関する情報を記録し、企業に輸出明細データを提供する機能を有していなければならない。

https://www.huadu.gov.cn/gzjg/sydw/qsccgmyzx/bszn/

<sup>1 「</sup>市場調達貿易」とは、認可を受けた業者が国家商務部門などが認定した商業集中区域内で調達した商品について、通関 1 件あたりの商品価格が 15 万米ドル以下のものを、調達地で輸出通関を行う一種の簡便な貿易方式を指している。参考リンク:

2. 取引を取り扱う銀行は、市場調達取引ネットワーキング・プラットフォームとシステムの紐付け若しくはログイン等、その他必要な手段を通じて、企業の実態や取引の真実性を審査し、取引情報が重複して使用されることを防止する。

### (二)加工貿易の収支差額決済の緩和

企業の輸出入代金相殺決済、即ち輸出製品の代金と輸入材料の代金を相殺した差額後の決済を行う銀行は、以下の条件を満たすものとする。

- 1. 企業は海外の取引相手から材料を購入し、加工後の製品を同一の取引相手に販売する。
- 2. 企業が輸出入代金の相殺決済を実施する前に、関連資料を持参し銀行で説明を行い、銀行が貨物貿易外貨監視システムの主体標識機能を利用して「輸出入代金相殺決済を行う企業」の標識を加える。
- 3. 企業は合理的に相殺の周期を設定し、適時に売掛金と買掛金を精算・決済する。原則的に少なくとも四半期に1回とする。

銀行は、事業展開の原則に基づき、企業の決済業務の正確性・合理性を審査した上で「輸出入代金相殺決済を行う企業」と表示された企業の輸出入代金相殺決済の手続きを行い、要件(申告要件は別添 1 を参照)に従い、入送金の実績データ及び復元データの申告を行うこと。

#### (三)委託代理店による越境貿易資金の出入金の改善

代理人が倒産、銀行口座凍結等の状況により、貨物貿易の入金・送金の実行ができなくなった場合、銀行は事業展開の原則に応じて、入金・送金の真実性と合理性を審査した上で慎重な判断の基、委託者に代わって入金・送金の手続きを行うことができるものとし、外国収支申告の備考欄に「非通関者+委託者入送金+〇〇〇(代理人名称)」と記載する。

### (四) 国内企業のオペレーティングリース業務における外貨決済の利便化

国内機構(以下「借手」)が自社保有の外貨を国内リース企業(以下「貸手」)へ 国内オペレーティングリース(飛行機、船舶、大型設備)の代金としてリース料を 支払う際に、以下の条件を満たすものとする。

- 1. 借手は安定的な外貨収入源があり、外貨収入はある程度の規模を満たすこと。借手の年間外貨リース料の支払い額は原則1億米ドルを下回らず、且つ合理的な支出であること。借手は、貿易外貨決済便利化の優良企業として認められていること。
- 2. 貸手のリース物件購入資金の 50%以上が外貨建て債務によるものである、または、貸手が海外からリースしたリース物件において外貨で代金を支払う必要がある。貸手が取得した外貨リース収入は原則として元転して使用しなくてはならず(国内の税金納付、または登記抹消に使用する場合を除く)、また、海外の賃貸料の支払い、外貨建て債務の返還、海外へのリース品の支払い、外為管理局の規定に基づいたその他の外貨支出に使用できる。

銀行は、事業展開の原則に従い、事業の真正性・合理性を審査した上で、国内オペレーティング・リースの外貨建賃借料送金業務について取り扱う。借手は、「国内送金申込書」等の書類の取引備考欄にオペレーティング・リース契約番号を記入し、且つ「外貨建賃料支払」と記載する。貸手は、「国内所得申告書」等の書類の取引備考欄にオペレーティング・リース契約番号を記入し、「外貨建賃料受取」と記載する。

#### 二、資本項目便利化措置の拡大

#### (五)越境融資便利化政策の試行を全国的に推進する

中小企業の科学技術イノベーションをさらに支援するため、科学技術系の中小企業を越境融資便利化措置の試行対象として追加する。

天津市、上海市、江蘇省、山東省(青島市を含む)、湖北省、広東省(深セン市を含む)、四川省、陝西省、北京市、重慶市、浙江省(寧波市を含む)、安徽省、湖南省、海南省(市)の管轄下にある適格なハイテク、または「専門的、特殊的、革新的技術」を持つ企業及び科学技術系の中小企業は、最大1,000万米ドル相当の外債を単独で借りることができる。

その他地域の適格なハイテク、または「専門的、特殊的、革新的技術」を持つ企業及び科学技術系の中小企業は、500万米ドルを限度として、単独で外債を借りることができる(実施詳細規則については別添2を参照)。

#### (六)海外直接投資(ODI)の事前費用規模の制限を緩和

国内企業による海外直接投資のための事前費用累計送金額の上限 300 万米ドルという制限を撤廃する。ただし累計送金額が、中国側が行う投資予定総額の 15%を超えてはならない。

# (七)外商投資企業(FDI)の国内再投資項目の持分譲渡資金及び国外上場調達資金の資本金支払いと使用の便利化

資本項目現金口座を、資本項目決済口座(関連する勘定統合計画は別添 3 を参照)に変更する。国内持分譲渡人(機関や個人を含む)は、国内企業が外貨で支払った資本移転対価資金や、海外上場の国内企業が調達した外貨資金を、資本項目決済口座に直接送金することができる。

資本項目決済口座にある資金は、独自に外貨決済として使用することができる。 国内持分譲渡人が外商投資企業から持分譲渡対価として受け取った資金を外 貨決済に由来する人民元資金(直接外貨決済により受領した人民元資金または 外貨両替済みで未入金の人民元資金)で支払った場合、国内持分譲渡人の人 民元口座に直接送金することができる。

#### 三、資本項目にかかわる外貨管理の改善

#### (八)資本項目の収入の使用に関するネガティブリストの管理を改善する

非金融企業の資本金、外債等の資本項目下の外貨入金及びその元転資金の使途において、真実性と自己使用の原則に則り、直接・間接を問わず、国の法律法規に禁止する支出に使用してはならない。また、明確な規定がある場合を除き、次の用途にも使用してはならない。

- ・直接または間接的に証券投資或いはその他の投資財テク用途(リスク評価二級以下及び 仕組預金を除く)に使用してはならない。
- ・非関連企業への貸付に使用してはならない。(経営範囲に明記され許可されている場合、及び中国(上海)自由貿易試験区臨港新区、中国(広東)自由貿易試験区広州南沙新区、中国(海南)自由貿易港洋浦経済開発区、浙江省寧波市北侖区などの4地域で明示的に認められている場合を除く)
- ・自己使用以外の住宅性不動産(不動産開発、不動産リース経営の企業を除く)に使用して

はならない。

#### (九)他の地域での外債口座開設認可の取り消し

非金融企業は確かな合理的な必要性がある場合、所在地の外貨管理局以外の地域の銀行で外債口座を開設することが可能である。

銀行がより多くの優良企業を資本勘定所得決済の便利化の範囲に含めることを奨励する。企業の実際のニーズに従って、越境投融資商品と為替リスク管理商品をさらに充実させ、業務プロセスを最適化する。業務発展の原則に従って、顧客のデューディリジェンスをしっかり行い、科学技術手段を用いて事後監視を強化し、コンプライアンスに則った越境投資融資のために、より便利で効率的な越境資本決済サービスを提供する。異常で疑わしい状況が発見された場合、適時に報告する。国家外貨管理局の各支局は、上記業務に対する監督・検証・検査を強化し、銀行・企業がコンプライアンスを遵守して業務を遂行するよう指導する。

本通達は発行日から実施される(その内、第七項は 2024 年 6 月 3 日から実施される)。 従来の規定が本通達と矛盾する場合、本通達が優先するものとし、改正規定の詳細は別添 4 に記載されている。国家外貨管理局の各省(市)の支局が本通達を受領した場合、管轄下の本土(市)の支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、農村合作銀行に速やかに本通達を転送するものとする。

#### 【法規リンク】

「国家外貨管理局による越境貿易投資の利便性を促進するための改革をより 一層深化することに関する通知」

https://www.safe.gov.cn/safe/2023/1208/23593.html